

「横浜市犯罪被害者等支援に関する条例案の骨子」について 市民の皆様の御意見を募集します

横浜市では、犯罪被害者等基本法及び国の犯罪被害者等基本計画に基づき、平成24年度に総合相談窓口として「横浜市犯罪被害者相談室」を市民局人権課に開設しました。

「横浜市犯罪被害者相談室」では、犯罪等の被害に遭い、様々な問題に直面する市民とその御家族、御遺族（以下、犯罪被害者等）が再び平穏な生活を営むことができるように、相談に応じ支援を行っていますが、犯罪被害者等の抱える問題は多岐に及ぶため、様々な支援が必要となります。

そこで本市では、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる地域社会の実現に向け、犯罪被害者等への支援の充実や、市民の理解協力等の観点から、「（仮称）横浜市犯罪被害者等支援条例」を制定する必要があると考え、その骨子を案としてまとめましたので、広く市民の皆様御意見を募集します。

意見募集期間	平成30年6月27日（水）～7月27日（金）
御意見の提出方法	①郵送 犯罪被害者等支援条例骨子案添付の専用はがき（切手不要、当日消印有効） ※任意の様式でも構いませんが、郵送料をご負担いただくこととなります。 ②FAX 045-681-5453 ③電子メール アドレス：sh-bosyuu@city.yokohama.jp ④横浜市ホームページ http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/jinken/
資料の閲覧・配布場所	各区役所区政推進課、市民局人権課・市民情報センター、地区センター等 市民利用施設 ※横浜市ホームページにも掲載します。
市民意見募集の結果公表	いただいた御意見の概要とそれに対する横浜市の考え方をまとめ、後日横浜市のホームページ等で公表します。あわせて、いただいた御意見を「（仮称）横浜市犯罪被害者等支援条例」の検討の参考にさせていただきます。
その他	資料については、点字版、音声版を御用意しております。

横浜市犯罪被害者等支援に関する条例案の骨子

(詳細はリーフレットまたはホームページにてご確認ください)

<目的>

犯罪被害者等の支援のための基本となる事項を定め、犯罪被害者等の権利利益の保護と被害の軽減及び回復を図り、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

<基本理念>

- 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう、配慮して行わなければならないものとする。
- 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるものとする。
- 犯罪被害者等は、再び平穏な生活を営むことができるよう必要な支援等を受けることができるものとする。
- 支援を行うに当たっては、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進され、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することとならないようにするとともに、二次的被害の防止のほか、安全の確保等に配慮をしなければならないものとする。

<市の責務>

犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施する。

<市民等の責務>

犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努め、犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

<事業者等の責務>

犯罪被害者等の就労及び勤務等に十分に配慮するよう努めるものとする。

<条例に基づく支援策等>

日常生活支援

- 日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、家事、育児等の適切な福祉保健サービスが提供されるよう必要な支援を行う。
- 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行う。
- 犯罪被害者等の日常生活及び就学における犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金の助成等、必要な支援を行う。
- 犯罪等により受けた精神的被害から早期に回復することができるよう必要な支援を行う。
- 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者等の理解を深める等必要な支援を行う。

人材の育成・・・・・・・・・・相談・助言その他の支援を行う人材を育成するため、研修等必要な施策を行う。

民間支援団体への支援・・・・・・・・民間支援団体の活動の促進を図るため、情報提供等必要な施策を行う。

市民等への啓発活動・・・・・・・・犯罪被害者等の状況や、支援の必要性について、市民の理解を深めるよう、啓発活動その他の必要な施策を行う。

その他・・・・・・・・・・「横浜市犯罪被害者相談室」を条例案に定める総合窓口として位置づけ、また、総合的な支援体制を整備する。

お問合せ先

市民局人権課長 酒井 勝己 Tel 045-671-3984